

福島県指定構造計算適合性判定機関指定基準

平成 21 年 12 月 25 日

21 建 第 4346 号

第 1 目的

この基準は、福島県指定構造計算適合性判定機関指定要綱第 4 条の規定に基づき福島県指定構造計算適合性判定機関の選定に当たり、その適正な業務体制の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築確認 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。
- 二 判定 法第 18 条の 2 第 3 項において読み替えて適用する法第 6 条第 5 項、法第 6 条の 2 第 3 項及び法第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- 三 判定員 法第 77 条の 35 の 7 に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- 四 認定プログラム 法第 20 条第 2 号イ及び第 3 号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- 五 認定プログラムを使用した判定 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3 の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された事項を認定プログラムに入力することによる判定をいう。
- 六 代表者 代表権を有する役員をいう。
- 七 役員 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 136 条の 2 の 14 第 2 号に規定する役員をいう。
- 八 親族 配偶者並びに 2 親等以内の血族及び姻族をいう。
- 九 親会社等 法第 77 条の 19 第 10 号に規定する親会社等をいう。
- 十 特定支配関係 令第 136 条の 2 の 14 第 1 項に規定する特定支配関係をいう。
- 十一 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者またはその親族が総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- 十二 制限業種 次に掲げる業種（国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るもの

ではない業務を除く。)

ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

第3 構造計算適合性判定員及び補助員の数について

1 判定員の数は、次に定めるところによる。

一 指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）が認定プログラムを使用した判定を行う場合にあつては、判定員の数は、その事業年度において判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、（ろ）欄に掲げる数値で除して得た数値を合計したもの（1未満の端数は切り上げる。次号において同じ。）以上であることとする。

二 判定機関が認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定を行う場合にあつては、判定員の数は、その事業年度において判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、（は）欄に掲げる数値で除して得た数値を合計したものの以上であることとする。

三 前二号の規定にかかわらず、判定員の数は少なくとも二人以上であることとする。

四 判定員の数は、第一号及び第二号において重複して計算してはならない。

（い）	（ろ）	（は）
床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物	480	240
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の建築物	320	160
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の建築物	270	130
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内の建築物	190	90
床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物	90	40

2 前項のその事業年度において判定を行おうとする件数は、法第77条の35の6第1項の規定により指定の更新（以下「指定の更新」という。）を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする。

3 前2項の算定においては、判定の業務に一週間当たり40時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、判定の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあつては、該当する日数又は時間を超えて判定の業務に従事日数又は時間は含めないものとする。

一 1週間当たり6日を越えて判定の業務に従事する場合の当該越えた日において判定の業務に従事する時間

二 1日当たり8時間を越えて判定の業務に従事する場合の当該越えて判定の業務に従事する時間

第4 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等について

判定機関及び判定機関の判定員は、次に適合しなければならないものとする。

一 判定機関は、判定の業務を他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した

- 部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- 二 判定機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その判定を行ってはならない。
- イ 判定機関の代表者又は前号の担当役員
 - ロ イに掲げる者の親族
 - ハ イに掲げる者の関係企業等
- 三 判定機関は、次のいずれかに該当する指定確認検査機関から求められた判定を行ってはならない。
- イ 判定機関が指定確認検査機関の代表者又は担当役員の関係企業等に該当する場合にあっては当該指定確認検査機関
 - ロ 判定機関の総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定確認検査機関
 - ハ 判定機関の親会社等である指定確認検査機関
- 四 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物、設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならない。
- イ 当該判定員
 - ロ 当該判定員の親族
 - ハ 当該判定員の関係企業等
- 五 判定機関が指定確認検査機関である場合において、自ら引き受けた建築確認に係る判定を他の判定機関に対し求めようとするときは、その年度において当該他の判定機関から求められた判定を行ってはならない。ただし、第7に規定する監視委員会を設けた場合にあっては、この限りではない。
- 六 原則として、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した判定のすべてに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備すること。

第5 経理的基礎について

- 1 法第77条の35の4第2号に規定する経理的な基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。
- 一 債務超過の状態にないこと。
 - 二 予算規模が適切であること。
 - 三 事業と予算のバランスがとれていること。
 - 四 次項第一号の額が、判定の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。
 - 五 次項第一号の額が、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。）第31条の14の規定による引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。
 - 六 その者の有する財産の評価額が、次に掲げる額のうちいずれか高い額以上であること。
 - イ 1,500万円。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該（1）又は（2）に定める額とする。
 - （1）床面積の合計が2,000平方メートルを超える建築物に係る判定を行う場合（（2）に該当する場合を除く。） 5,000万円
 - （2）床面積の合計が10,000平方メートルを超える建築物に係る判定を行う場合 1億5,000万円

- ロ その事業年度において判定を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去 20 事業年度以内において判定を行った件数の合計数を、次の表の (い) 欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の (ろ) 欄に掲げる値を乗じて得た額を合計した額

(い)	(ろ)
床面積の合計が 500 平方メートル以内の建築物	100 円
床面積の合計が 500 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内の建築物	300 円
床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内の建築物	1,000 円
床面積の合計が 10,000 平方メートルを超える建築物	4,500 円

- 2 前項第六号の財産の評価額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 その事業年度の前事業年度における貸借対照表に計上された資産（創業費その他の繰延資産及びのれんを除く。以下同じ。）の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除した額
 - 二 その者が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するための保険契約を締結している場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額
- 3 前項第一号の資産又は負債の価額は、資産又は負債の評価額が貸借対照表に計上された価額と異なることが明確であるときは、その評価額によって計算するものとする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の規定により算定される額に増減があつたことが明確であるときは、当該増減後の額を財産の評価額とするものとする。
- 5 第 2 項第二号の保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
- 一 判定機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの
 - 二 構造計算書その他判定機関が判定の業務を実施するために必要な資料として判定機関に判定を求めた者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があつた場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

第 6 指定構造計算適合性判定機関の役職員等の構成について

法第 77 条の 35 の 4 第 3 号に規定する基準に関し、判定機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

- 一 判定機関が法人である場合にあつてはその役員が、法人以外の者である場合にあつてはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であつた者（当該法人がその刑に処せられる原因となった事実のあつた日以前 1 年以内に当該法人の役員であつた者で当該法人がその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものに限る。）
 - ロ 法第 77 条の 35 第 2 項の規定により法第 77 の 18 第 1 項に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であつた者（その取消しの原因となった事実のあつた日以前 1 年以内に当該法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。）

ハ 法第77条の35の14第1項又は第2項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前1年以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないものに限る。）

二 次の表の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種（軽微なものを除く。第6において同じ。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に当該法人に所属していた者を含む。以下同じ。）の割合が3分の1を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員（過去2年間に役員であった者を含む。以下同じ。）に限る。）である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなしてこの号を適用する。

法人の区分	制限対象者
財団法人	評議員及び理事
社団法人	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
有限会社	取締役
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事
中間法人	理事及び社員

三 判定機関が株式会社である場合にあつては、制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人の保有している当該判定機関の議決権の数の合計が当該判定機関の総株主の議決権の3分の1を超えないこと。

四 前号の場合において、株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する者に限る。以下同じ。）の親族に制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなして前号を適用する。

五 第三号の場合において、株主に対して特定支配関係を有する者に制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人とみなして第三号を適用する。

六 判定機関の株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者又は当該株主が特定支配関係を有する者のいずれかに制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれる場合にあつては、当該株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者及び当該株主が特定支配関係を有する者が保有している当該判定機関の議決権の数の合計が当該判定機関の総株主の議決権の3分の1を超えないこと。

七 前四号の規定は判定機関が有限会社の場合において準用する。

八 判定機関の代表者及び担当役員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者でないこと。

第7 監視委員会の設置について

- 1 判定機関は、監視委員会を設立することができる。
- 2 監視委員会の委員は、弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築物の構造に関する学識者並びに当該企業又は団体の監事又は監査役で構成するものとする。
- 3 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 構造計算適合性判定業務規程の審議
 - 二 判定機関から提出された理事会、取締役会等の議事録の確認
 - 三 判定機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行う第三者の指名
 - 四 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - 五 係争事件に係る監査
 - 六 その他判定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等
- 4 監視委員会は、四半期ごとに前項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後 30 日以内に福島県知事に報告しなければならない。

第8 兼業の制限について

判定機関及び判定機関の親会社等は、次に適合しなければならないものとする。

- 一 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人でないこと。
- 二 制限業種を営む法人に対して特定支配関係を有する者でないこと。

(附則)

- 1 この基準は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。